平成２７年（フ）第９２５０号
東京都足立区東和１丁目７―10―303
破産者　佐々木政信
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２８９号
東京都品川区西五反田２丁目15番９号
破産者　日本アミューズメントシステムズ株式会社
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３０３号
東京都千代田区三崎町２丁目20番７号　水道橋西口会館
破産者　株式会社パワービジネス
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３０４号
東京都日野市西平山２丁目９―72
破産者　本間　富雄
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３１１号
東京都千代田区麹町１丁目６番９号　ＤＩＫ麹町ビル２階Ｆ室
破産者　マクロブリッジ株式会社
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３１２号
東京都中野区弥生町５丁目14―12
破産者　谷合　康則
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３２３号
東京都足立区東保木間２丁目18番４号
破産者　エステイ建設株式会社
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３２４号
東京都足立区西新井５丁目26―４―302
破産者　鈴木　利男
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３８６号
東京都板橋区小茂根４丁目21番８号
破産者　株式会社アイダ工務店
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３８７号
東京都板橋区小茂根４丁目４番14号
破産者　アイダホーム株式会社
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３９６号
東京都世田谷区桜３丁目13番４号
破産者　有限会社フォトラバー
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３９７号
東京都世田谷区深沢５丁目３―13―303
破産者　中山　　聡
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３９９号
東京都豊島区巣鴨３丁目18番18号
破産者　株式会社寿屋
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９４００号
茨城県石岡市若松３丁目３―29　アイリスＩ201
破産者　佐竹　一成
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９４０１号
東京都文京区本駒込５丁目74―５―502
破産者　佐竹　　仁
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０７号
千葉県野田市西三ケ尾484番地の221
破産者　袴田　淑明
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４４６号
千葉県松戸市紙敷１丁目13番地の８
破産者　株式会社サットコム
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４４７号
千葉県松戸市河原塚237番地の４　インシュランスビルＸⅢ207号
破産者　大橋　真一
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５００号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷１丁目６番12号（サンハイツ鎌ケ谷203号室）
破産者　阿部　勝巳
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５２１号
千葉県我孫子市新木野３丁目３番11号
破産者　花嶋　義広
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５２６号
千葉県柏市篠籠田539番地11
破産者　望月　秀明
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５２７号
千葉県松戸市稔台７丁目46番地の16　サンハイツ稔台Ａ―202号
破産者　田村　直之
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部